

平成12年11月1日

国語審議会
会長 清水 司 殿社団法人 日本書籍出版協会
理事長 渡 邊

第22期国語審議会
第2委員会試案「表外漢字字体表（案）」
に対する意見書

平成12年9月に公表されました第22期国語審議会第2委員会試案「表外漢字字体表（案）」に対しまして、以下の通り当協会としての意見・要望を述べさせていただきます。なお、第1委員会及び第3委員会の試案に対しましては、特に当協会として申し述べることはありません。

記

- 平成10年6月に公表された第21期審議経過報告の中で示された「表外漢字字体表」試案では、38字種39字体の簡易慣用字体が示されておりました。今回は、それが22字種になり、その上、該当の字種が相当数入れ替わっております。これは、平成12年に実施された第2回の漢字使用頻度調査の結果に基づくものと推察いたしますが、今回の試案では特にそれぞれについて明確な理由が示されておられません。試案が「表外漢字の使用実態を混乱させない」ことを主眼にして策定されたことには賛成いたしますし、試案自体に異議を唱えるものではありませんが、このような大幅な変更がなされた経緯については、何らかの方法で明らかにしていただくよう要望いたします。
- 今回の試案では、康熙字典における正字体であるにもかかわらず印刷標準字体からはずされたものがいくつかあります（澗、讀、楯、廢ほか）。これは頻度調査の結果ということでしょうが、これらの字体が簡易慣用字体からはずされたということはどう考えたらいいのでしょうか。印刷標準字体でも簡易慣用字体でもないということではこれらの正字体の使用が制限されるとしたら、不便ですが……。もし、「簡易」とは言えないから簡易慣用字体には入れにくいということでしたら、「簡易慣用字体」を「印刷慣用字体」としてこれらを入れることも考えられるのではないのでしょうか。（なお、この伝で言うと「穎」に対する「穎」、「枅」に対する「枅」なども「簡易～」という言い方には合わないように思いますが）。今回、印刷標準字体からはずされた正字体の扱いについて、審議会としての考えを示していただくことを希望いたします。
- また今回の試案では22種の簡易慣用字体のほかに「3部首」（許容）の付記がなされ、これを加えると実質的に簡易慣用字体を認めた字種はかなりの数にのぼります。「どちらの字体でも使用可能」とされることは使う（書く）側からみれば便利なことですが、半面、本を作

る立場からすると、同一の本の中に異字体が混じらないようにしたり、「簡易慣用字体」とされたものとそうでない字種の略字体等を区別する必要があるなど、煩わしい面もあります。また、読者の立場に立っても、これから読める漢字の数を増やす必要のある青少年や、日本語が国際化していくなかで日本の出版物を読もうとする外国人にとっては、難しい表外漢字に字体が二通りあることになって、読みこなす上で負担となることでしょう。

今回の試案で、一部「簡易慣用字体」を認めたことについては現実的な措置として歓迎・賛同いたしますが、これを一步進めて、今回認めた「簡易慣用字体」等は環境が整い次第「印刷標準字体」に収斂させていくための「経過措置」として位置づけていただけないかという意見も、当協会内にあります。この点につきましても更に審議をつくされることを希望いたします。

4. 前回の当協会の意見書で要望いたしました、デザイン差として位置付けられた字体の扱いについては、特に字画数に影響を及ぼすデザイン差についての考え方が依然として判然といたしません。漢和辞典の編集現場では、画数の情報は漢字の配列順を定める上で重要な要素であります。たとえば、「牙／𪗇」のような場合、印刷標準字体の画数がデザインによって異なる扱いになるということでしょうか。それとも、「比／𪗇」（4画）などのように見た目の画数は違っても一方の画数をその印刷標準字体の画数とする趣旨でしょうか。また、「叱／𪗇」（辞書では別字としているものが多い）や「卉／𪗇」をデザインの差とすることに無理はないでしょうか。これらの点について、最終答申ではより明確な判断基準を示していただくことを希望いたします。
5. 印刷標準字体として示された「いわゆる康熙字典体」が情報通信機器によって容易に使用できる環境を整えることが、今回の表外漢字字体表の趣旨からみて、広く国民に理解を得られるための不可欠な条件であると考えます。そのために、印刷標準字体と簡易慣用字体がともに示された字種について、それぞれにJISコードが付与され、情報通信機器に実装されるよう、通産省工業技術院等の関連機関との連携を十分図っていただくことを強く要望いたします。

以上